



埼玉県報

第 27 号
令和元年(2019年)
8月6日
火曜日

目次

告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 加須都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 三芳町北松原土地区画整理組合の定款の変更（市街地整備課）
- 県道さいたまふじみ野所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道平方東京線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第三百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーオザム草加両新田店

埼玉県草加市両新田西町四百四十一番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） M U L プロパティ株式会社 代表取締役 葛谷悦敏

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二十二番二十四号

（変更後） M U L プロパティ株式会社 代表取締役 船橋啓二

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

ハ 変更年月日

令和元年七月一日外

ニ 届出年月日

令和元年七月二十九日

二 縦覧期間

令和元年八月六日から令和元年十二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年八月六日から令和元年十二月六日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第三百四十五号

測量計画機関である朝霞市宮戸二丁目土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

朝霞市宮戸二丁目土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量）

三 作業地域

朝霞市宮戸二丁目土地区画整理事業区域

四 作業期間

令和元年八月五日から令和元年十一月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第三百四十六号

測量計画機関である埼玉県東松山農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県東松山農林振興センター

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

埼玉県川越市大字久下戸地内

四 作業期間

令和元年七月二日から令和元年十二月十六日まで

告 示

埼玉県告示第三百四十七号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七―五一―〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県児玉郡美里町大字北十条八百五十四、大字南十条二十三―一 外十五筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 千四百五十四・二七立方メートル

告示

埼玉県告示第三百四十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年八月六日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇一八―二四―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県本庄市児玉町秋山字中道二千百六十六―六 外十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百五十八・二立方メートル

告 示

埼玉県告示第三百四十九号

令和元年七月十六日付け埼玉県告示第二百七十一号で告示した加須都市計画区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和元年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百五十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和元年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

三芳町北松原土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成三年四月三十日から令和三年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚の一部、字浅間後元上南畑分の一部、字富士塚元上南畑分の一部、字北松原元上南畑分の全部、字上荒久元上南畑分の一部、字永久保元上南畑分の一部

四 事務所所在地

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保六千四百三十番地

五 設立認可の年月日

平成三年四月三十日

六 変更の内容

保留地に「理事は、公共または公益の用にするため、総代会の同意を得て保留地の一部を三芳町に寄付することができる。」を追加する。

七 変更認可の年月日

令和元年八月六日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年八月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月六日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

路線名	さいたまふじみ野所沢線
供用開始の区間	ふじみ野市鶴ヶ舞二丁目四五番三地从り 同市鶴ヶ舞二丁目五〇番三地先まで
供用開始の期日	令和元年八月六日
備考	交通安全対策事業による。 平成二十一年三月三十一日付 け川越県土整備事務所長告示第 二十二号で告示した道路予定区 域の供用開始である。 延長九七・五〇メートル。

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年八月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平方東京線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
越谷市大字大松字前一五番一地从先から 同市大字大松字前一五三番二地先まで		区 間
四・九〇 八・二〇	四・〇〇 五・四八	敷地の幅員 (メートル)
四〇・〇		(メートル) 延長
		備 考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年八月六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

令和元年七月二十九日

指令越建セ第三〇〇〇一五一号

二 検査済証番号

令和元年八月二日

越建セ第一七二―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字百間千二十二番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

ホンコン カオローン ホンナム マグナベルデタワー二十二 八カイフラッ

トA

瀧澤 亮

告示

埼玉県選管告示第三十二号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和元年八月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

日 時	場 所	議 題
令和元年 八月八日（木） 午後七時	選挙管理委員会室	埼玉県知事選挙について
令和元年 八月九日（金） 午後六時	選挙管理委員会室	埼玉県知事選挙について